土地改良区の定款変更の認可....

公

告

保安林の指定......

林

政

課 :

告

示

目

次

示

土地改良区の役員の住所変更....

右

同

土地改良事業の工事の完了.....

事農中 林南水地

所産方 :

建設業者の許可の取消し.....

出

先機

関

(

青森県告示第三百六十号

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

平成十五年五月十九日 (月曜日)

第二千百七十五号

る同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理者 青森県事務吏員

小

堀

安

雄

保安林の所在場所

西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野一三七の六(次の図に示す部分に限る。)

保安林指定の目的 落石の危険の防止

(整備事務所)

:

(農村整備課) ...

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

所產方

:

≕.

所産方

:

3

水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

次のとおりとする。

公

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、平舘

村土地改良区の定款の変更を平成十五年五月十二日認可したので、同条第三項の規定 により公告する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理者 青森県事務吏員

小 堀 安

雄

商号又は名称 新成興業株式会社

代表者の氏名 気田 福俊

主たる営業所の所在地 十和田市大字藤島字上野月六の

許可番号 青森県知事許可 (般 - 一二) 第九九四四号

兀

取消年月日 平成十五年五月六日

取消しに係る建設業の許可

六

五

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年四月十七日合併により消滅したことが、届出により確認された。 この

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定により、

平成十五年五月十九日

中南地方農林水産事務所長 高

畑

幸

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	十四年	"	十四年	十二年災農業用施設災害復旧事業	十二年災農地災害復旧事業	土
										十四年災農業用施設災害復旧事業		十四年災農地災害復旧事業	十%火農	十災農:	地
										業用施		地災害	業用施	地災害	改
										設災		復旧	設災	復旧	良事
										害復旧		事 業	害 復 旧	事業	業
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	事一業	_	_	事二業	=	の
<u>;</u>	六	六	六	六	六	六二	<u>`</u>	六	六	六	六 - 九	六八		-	名
— 五	— 四	三	=	_	0	九	- 0七	- 〇 六	〇 四	0	70		0		称
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	34	"	大	事
												前		鰐	事業を行う者
												市		町	者
"	"	三弄	"	三	"	三弄	三	"	<u>=</u>	三五	<u>デ</u> .	臺	"	平成三	年工事月完
		iii• ii0		三四		110	≒ ==		110	□• □ □ □ □ □ □	三三	110		☆ 宝	日了

15%10十 5 7 3 10 日	/」。			2 441	. //	110	712	., 0 -5					
 D 次													
ので、司系第二頁の見足こより公告する。次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)土地改良事業の工事の完了	II .	"	十四年災農業用施設災害復旧事業	n .	"	"	十四年災農地災害復旧事業	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業	"	十四年災農地災害復旧事業	n
改良事業	- - - 0 =		業	三 - 五	= =	=	= -	- ハ- O 三	- ハ- - - - -	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_ 八 <u>-</u>	_ 八 -	六 - 六
素の工事が完了した旨の民第百十三条の二第一項の	"	"	"	"	"	"	大	"	"	"	"	岩	"
三条の							鰃					木	
しま (町					町	
音 項の													

ので、同条第二項の規定により公告する。 届出があった 規定により、

平成十五年五月十九日

北地方農林水産事務所長 斉 藤

剛

十四年災農業用施設災害復旧事業 十四年災農地災害復旧事業 \pm 地 改 良 事 業 の 三一一〇九 三 - 一〇六 Ξ 名 称 金 事業を行う者 木 町 平成至 年工 · 事完日了 弄 <u>=</u>. 五.

땓

땔

土地改良区の役員の住所変更

"

卖

<u>≕</u> <u>≕</u>

//

"

ᄪ

껃띡

팯

껃

"

喜

≡.

卖

≓ Ξ.

の規定により公告する。 代平土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、淋

平成十五年五月十九日

喜

<u>-</u>-

喜

≕.

"

<u>=</u>

∷•

上北地方農林水産事務所長 Щ 真

11	"	理 事	区役員別の
高橋	千葉	角武志	氏
和 男	兼 太 郎	志	名
三沢市大津一丁目一二の二七五新住所三沢市大字三沢字大津一二の二七五旧住所	三沢市大津一丁目一二の二八〇新住所三沢市大字三沢字大津一二の二八〇旧住所	三沢市大津二丁目五八の一九〇三沢市大字三沢字大津五八の一九〇旧住所	住
	大津一二の二八〇	五八の一九〇	所
II	II	平成四二二	年所変更の

__

 $\stackrel{=}{\stackrel{\cdot}{=}}$

弄

∷• ∷0

	監						
事							
北向							
	直						
三沢市大津三丁目一四四の三八新住所	三沢市大字三沢字園沢一四四の三八旧住所						
	11						
市大津三丁目一	八						

 (毎週月・水・金曜日発行)
 定価小口一枚二付十五円一銭

 青森市長島二丁目一番一号
 青森市古川二丁目一七番五号

 発行所・発行人
 印刷所・販売人